

株 主 各 位

東京都多摩市落合一丁目47番地

**ティアック株式会社**

取締役社長 英 裕 治

## 第75回定時株主総会招集ご通知の一部修正について

2023年6月2日付にてご送付申し上げました当社「第75回定時株主総会招集ご通知」およびその他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）の記載に一部修正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。また、会計監査人であるR S M清和監査法人および当社監査等委員会の監査報告につきましても、改めて提出を受けておりますので、併せて掲載いたします。

なお、当社 ウェブサイト上の招集ご通知およびその他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）は、修正後のものに差し替えたものも併せて掲載いたします

### 記

#### 1. 修正箇所

- (1) 招集ご通知 事業報告
  - 1. 企業集団の現況に関する事項 (2) 設備投資の状況 (9ページ)
- (2) 招集ご通知 貸借対照表 (21ページ)
- (3) 招集ご通知 損益計算書 (22ページ)
- (4) 招集ご通知 株主資本等変動計算書 (23ページ)
- (5) 招集ご通知 会計監査人監査報告書謄本 (27～28ページ)
- (6) 招集ご通知 監査等委員会監査報告書謄本 (29～30ページ)
- (7) その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項） 計算書類 個別注記表  
1株当たり情報に関する注記 (29ページ)
- (8) その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項） 計算書類 個別注記表  
計算書類の訂正について (29ページ)

#### 2. 修正内容

修正箇所は、下線を付して表示しております。

- (1) 事業報告 (9ページ)  
 1. 企業集団の現況に関する事項  
 (2) 設備投資の状況

【修正前】

	当連結会計年度	(単位：百万円) 前期比
音響機器事業	136	12.5%
情報機器事業	48	7.5%
その他および全社共通	1,032	<b>4,117%</b>
合計	<u>1,216</u>	<u>504.3%</u>

【修正後】

	当連結会計年度	(単位：百万円) 前期比
音響機器事業	136	12.5%
情報機器事業	48	7.5%
その他および全社共通	1,032	<b>2,798.9%</b>
合計	<u>1,216</u>	<u>504.3%</u>

## (2) 貸借対照表 (21ページ)

【修正前】

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	<b>4,924</b>	流 動 負 債	<b>5,684</b>
現 金 及 び 預 金	708	支 払 手 形	309
受 取 手 形	430	買 掛 金	356
売 掛 金	1,533	短 期 借 入 金	1,626
商 品	917	関 係 社 短 期 借 入 金	1,964
原 材 料 及 び 仕 掛 品	640	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	162
前 払 費 用	<b>202</b>	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	100
関 係 社 短 期 貸 付 金	68	リ ー ス 債 務	30
未 収 入 金	319	未 払 金	469
リ ー ス 債 権	70	未 払 費 用	156
そ の 他 金	54	未 払 法 人 税 等	59
貸 倒 引 当 金	△17	前 受 収 益	14
固 定 資 産	<b>6,470</b>	前 受 収 金	59
有 形 固 定 資 産	<b>1,444</b>	預 り 金	28
建 物	316	賞 与 引 当 金	205
構 築 物	3	製 品 保 証 引 当 金	41
機 械 及 び 装 置	0	未 払 消 費 税 等	<b>71</b>
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	33
工 具、器 具 及 び 備 品	38	固 定 負 債	<b>1,342</b>
土 地	1,075	社 債	250
リ ー ス 資 産	12	長 期 未 払 金	658
無 形 固 定 資 産	<b>46</b>	長 期 借 入 金	378
ソ フ ト ウ ェ ア	44	リ ー ス 債 務	56
そ の 他	3	そ の 他	1
投 資 そ の 他 の 資 産	<b>4,980</b>	負 債 合 計	<b>7,026</b>
投 資 有 価 証 券	0	( 純 資 産 の 部 )	
関 係 会 社 株 式	4,780	株 主 資 本	<b>4,381</b>
長 期 前 払 費 用	2	資 本 金	3,500
前 払 年 金 費 用	50	資 本 剰 余 金	54
長 期 未 収 入 金	173	そ の 他 資 本 剰 余 金	54
敷 金 及 び 保 証 金	102	利 益 剰 余 金	<b>949</b>
破 産 更 生 債 権 等	160	そ の 他 利 益 剰 余 金	<b>949</b>
そ の 他	5	繰 越 利 益 剰 余 金	<b>949</b>
貸 倒 引 当 金	△292	自 己 株 式	△122
繰 延 資 産	13	純 資 産 合 計	<b>4,381</b>
社 債 発 行 費	13	負 債 及 び 純 資 産 合 計	<b>11,407</b>
資 産 合 計	<b>11,407</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

【修正後】

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	<b>4,868</b>	流 動 負 債	<b>5,679</b>
現金及び預金	708	支 払 手 形	309
受 取 手 形	430	買 掛 金	356
売 掛 金	1,533	短 期 借 入 金	1,626
商 品	917	関係会社短期借入金	1,964
原材料及び仕掛品	640	1年内返済予定の長期借入金	162
前 払 費 用	<b>146</b>	1年内償還予定の社債	100
関係会社短期貸付金	68	リ ー ス 債 務	30
未 収 入	319	未 払 金	469
リ ー ス 債 権	70	未 払 費 用	156
そ の 他	54	未 払 法 人 税 等	59
貸 倒 引 当 金	△17	前 受 収	14
固 定 資 産	<b>6,470</b>	前 受 収 金	59
有 形 固 定 資 産	<b>1,444</b>	預 り 金	28
建 物	316	賞 与 引 当 金	205
構 築 物	3	製 品 保 証 引 当 金	41
機 械 及 び 装 置	0	未 払 消 費 税 等	<b>66</b>
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	33
工 具 、 器 具 及 び 備 品	38	固 定 負 債	<b>1,342</b>
土 地	1,075	社 債	250
リ ー ス 資 産	12	長 期 未 払 金	658
無 形 固 定 資 産	<b>46</b>	長 期 借 入 金	378
ソ フ ト ウ ェ ア	44	リ ー ス 債	56
そ の 他	3	そ の 他	1
投 資 そ の 他 の 資 産	<b>4,980</b>	負 債 合 計	<b>7,021</b>
投 資 有 価 証 券	0	( 純 資 産 の 部 )	
関 係 会 社 株 式	4,780	株 主 資 本	<b>4,330</b>
長 期 前 払 費 用	2	資 本 金	3,500
前 払 年 金 費 用	50	資 本 剰 余 金	54
長 期 未 収 入 金	173	そ の 他 資 本 剰 余 金	54
敷 金 及 び 保 証 金	102	利 益 剰 余 金	<b>898</b>
破 産 更 生 債 権 等	160	そ の 他 利 益 剰 余 金	<b>898</b>
そ の 他	5	繰 越 利 益 剰 余 金	<b>898</b>
貸 倒 引 当 金	△292	自 己 株 式	△122
繰 延 資 産	13	純 資 産 合 計	<b>4,330</b>
社 債 発 行 費	13	負 債 及 び 純 資 産 合 計	<b>11,352</b>
資 産 合 計	<b>11,352</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

## (3) 損益計算書 (22ページ)

【修正前】

損 益 計 算 書(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,927
売 上 原 価		6,872
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>4,055</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,929
<b>営 業 利 益</b>		<b>126</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	95	
受 取 地 代 家 賃	72	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	9	
為 替 差 益	53	
そ の 他	9	240
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	116	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	<u>2</u>	
不 動 産 賃 貸 原 価	28	
そ の 他	4	<u>149</u>
<b>経 常 利 益</b>		<b><u>216</u></b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4	4
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b><u>220</u></b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14	14
<b>当 期 純 利 益</b>		<b><u>206</u></b>

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

【修正後】

## 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,927
売 上 原 価		6,872
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>4,055</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,929
<b>営 業 利 益</b>		<b>126</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	95	
受 取 地 代 家 賃	72	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	9	
為 替 差 益	53	
そ の 他	9	240
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	116	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	<u>53</u>	
不 動 産 賃 貸 原 価 他	28	
そ の 他	4	<u>200</u>
<b>経 常 利 益</b>		<b><u>165</u></b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4	4
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b><u>169</u></b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14	14
<b>当 期 純 利 益</b>		<b><u>155</u></b>

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

## (4) 株主資本変動計算書 (23ページ)

【修正前】

株主資本等変動計算書(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
2022年4月1日残高	3,500	54	743	△121	4,175	4,175
当期変動額						
当期純利益			<b>206</b>		<b>206</b>	<b>206</b>
自己株式の取得				△0	△0	△0
当期変動額合計	—	—	<b>206</b>	△0	<b>206</b>	<b>206</b>
2023年3月31日残高	3,500	54	<b>949</b>	△122	<b>4,381</b>	<b>4,381</b>

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

【修正後】

株主資本等変動計算書(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
2022年4月1日残高	3,500	54	743	△121	4,175	4,175
当期変動額						
当期純利益			<b>155</b>		<b>155</b>	<b>155</b>
自己株式の取得				△0	△0	△0
当期変動額合計	—	—	<b>155</b>	△0	<b>155</b>	<b>155</b>
2023年3月31日残高	3,500	54	<b>898</b>	△122	<b>4,330</b>	<b>4,330</b>

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

(5) 会計監査人監査報告書謄本 (27～28 ページ)

【修正前】

## 会計監査人監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023 年 5 月 17 日

ティアック株式会社

取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人  
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 川 裕 之  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 本 亮  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、ティアック株式会社の 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの第 75 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【修正後】  
会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

ティアック株式会社

取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人  
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 川 裕 之  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 本 亮  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、ティアック株式会社の 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの第 75 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の（計算書類の訂正について）に記載されているとおり、会社は、計算書類を訂正している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

なお、当監査法人は、訂正前の計算書類に対して 2023 年 5 月 17 日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の計算書類に対して本監査報告書を提出する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【修正前】

## 監査等委員会監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、インターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制所管部門と連携の上、監査等委員会直下の内部監査部門と協力し、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、国内子会社については、常勤監査等委員が当該子会社の監査役を兼務することにより経営管理の状況を把握しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 RSM 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 RSM 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023 年 5 月 18 日

ティアック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 林 健 二 ㊟

監 査 等 委 員 原 琢 己 ㊟

監 査 等 委 員 坂 口 洋 二 ㊟

- (注) 監査等委員原 琢己及び同坂口洋二は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。

以 上

【修正後】  
監査等委員会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、インターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制所管部門と連携の上、監査等委員会直下の内部監査部門と協力し、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、国内子会社については、常勤監査等委員が当該子会社の監査役を兼務することにより経営管理の状況を把握しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 RSM 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 RSM 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023 年 6 月 16 日

ティアック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 林 健 二 ㊟

監 査 等 委 員 原 琢 己 ㊟

監 査 等 委 員 坂 口 洋 二 ㊟

- (注) 監査等委員原 琢己及び同坂口洋二は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。

以 上

- (7) その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）  
計算書類 個別注記表 （29ページ）

【修正前】

（1株当たり情報に関する注記）

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | <u>152円09銭</u> |
| 2. 1株当たり当期純利益 | <u>7円15銭</u>   |

【修正後】

（1株当たり情報に関する注記）

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | <u>150円33銭</u> |
| 2. 1株当たり当期純利益 | <u>5円38銭</u>   |

- (8) その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）  
計算書類 個別注記表 （29ページ）

【修正前】

（項目新設）

【修正後】

（計算書類の訂正について）

株主総会招集通知作成後、計算書類の前払費用、シンジケートローン手数料及び関連項目に関して誤謬が発見されました。その結果、2022年4月1日から2023年3月31日までの計算書類を訂正いたしました。

以 上